

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 櫛田誠希

貸借取引に係る株式分割による株式を受ける権利等の処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件を下記の要領により実施いたしますのでご通知申し上げます。

なお、予め東京証券取引所（以下「東証」という。）および PTS 運営業者と協議のうえ、入札によって全株消化しなかった場合の特別な取扱いについて（I. 6.）を定めておりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

I. 売買単位の整数倍以外の新株式が割り当てられる銘柄について

1. 銘柄および基準日等

【東京証券取引所市場および PTS 分】

銘柄 (コード)	売買単位	基準日	分割比率 (割当率)	最低引受株数 (親株ベース)
株 F C ホールディングス (6542)	100 株	6 月 30 日 (木)	1 : 1.1 (1 : 0.1)	1,000 株

(注) 引受・権利入札申込においては表中記載の 4 桁の銘柄コードを使用してください。

2. 融資利用貸借取引参加者の新株引受申込み

6 月 28 日 (火) 午後 4 時より

日証金ネットの「新株引受申込」画面から、取引所区分毎に、申込株数が融資株数の範囲内かつ最低引受株数の整数倍となるようにお申込み下さい。

3. 入札の場合の発表日時

6 月 29 日 (水) 午前 8 時 30 分

入札株数は、日証金ネットの「権利入札株数照会」画面および東証 Target 内日証金サイトによりご案内いたします。なお、買入札となりました場合には、同日午前 10 時過ぎに発表いたします。

4. 入札日時および方法

6 月 29 日 (水) 午前 11 時 30 分～午前 11 時 50 分 (時間厳守)

日証金ネットの「権利入札申込」画面または「権利入札申込アップロード」画面から、取引所区分「東証」でお申込み下さい。

5. 入札値段の申込み単位

10 銭

ただし、単位未満株式の入札については、円位未満の端数が生じない入札値段でお申込み下さい。

6. 入札によって全株消化できなかった場合の特別な取扱いについて

上記4. による入札後の不足株数について、再入札を行います（再入札の受付時間は当日別途ご通知いたします。）。また、当該再入札によっても全株消化しなかった場合には、再入札後の不足株数について、次のとおり取扱います。（注1）

なお、本項の取扱いになる場合、権利処理価額の発表時間が大幅に遅延いたしますので、予めご了承ください。

< 売入札の場合 >

- (1) 再入札後の不足株数について当社が別途売却し、その株数および売却代金（売買手数料および消費税を控除。）を「権利処理要領（別表）権利処理価額算出に関する表」の第2項に定める計算式（以下「権利処理価額計算式」という。）の落札株数および落札総代金に加算して、権利処理価額を算出いたします。
- (2) 上記（1）により再入札後の不足株数の全株を別途売却できなかった場合は、当該売却できなかった部分の株数について入札日午前立会の最終価格から7%（注2）差引いた価格で当社が落札し、当該処理に係る株数および価額を権利処理価額計算式の落札株数および落札総代金に加算して、権利処理価額を算出いたします。

< 買入札の場合 >

- (1) 品貸先に対して、新株式の振替に代え、入札日午前立会の最終価格に7%（注2）上乗せした価格による金銭処理を依頼し、了解が得られた場合には、当該処理に係る株数および価額を権利処理価額計算式の落札株数および落札総代金に加算し、権利処理価額を算出いたします。
- (2) 上記（1）により再入札後の不足株数の全株を処理できない場合、当該処理できない株数について当社が別途調達し、その株数および調達に要した費用（買付代金、売買手数料、消費税を含む。）を権利処理価額計算式の落札株数および落札総代金に加算して、権利処理価額を算出いたします。
- (3) 上記（2）により不足株数の全株を別途調達できなかった場合は、当該調達できなかった部分の株数について入札日午前立会の最終価格に7%（注2）上乗せした価格で当社が落札し、当該処理に係る株数および価額を権利処理価額計算式の落札株数および落札総代金に加算して、権利処理価額を算出いたします。

（注1）不足株数が単位未満株式のみとなる場合には再入札を行いません。また、売入札（再入札を含む。）により処理されなかった単位未満株式については、従来通り清算金により処理いたします。

（注2）2005年12月9日社発第T-765号によりご通知した、権利入札における入札値段の取扱いにおいて、入札値段の範囲を入札日午前立会いの最終価格の上下7%の範囲内に定めており、その上限または下限を採用しております。なお、同通知文では、応札不足となる場合は、東証と協議のうえ、当該範囲外の価格であっても入札を採用することがある旨も併せてご通知しております。

7. 新株引受・落札代金払込日

7月1日（金）

8. 新株の受渡日

7月1日（金）

ただし、(株)日本証券クリアリング機構においてフェイルが発生した場合には、新株受渡日の翌営業日以降となることがありますので、ご注意ください。

9. 貸借値段に係る取扱い

当該銘柄について、権利落日となる6月29日（水）に金融商品取引所のいずれにおいても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した金融商品取引所の基準値段を権利落日の貸借値段といたします。

II. 株式分割銘柄等に係る貸借担保金代用有価証券の取扱いについて

担保として差入中の上記I.に記載の銘柄については6月30日（木）までにお引き出し下さい。
なお、担保としての受け入れは、翌営業日より再開いたします。

以 上